



業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次のいずれにも該当する中小企業事業主

- 「業務改善計画」を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること
 - 事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる旨を就業規則等に規定し、実際にその賃金を支払うこと
 - 生産性向上のための機器・設備などを導入することなどにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
 - 解雇・賃金引下げ等の不交付事由がないこと
- ※ 2025年度の今後の募集については、決定次第厚生労働省より発表されます。

受給内容

事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場	助成率
30円以上	1人	30万円（60万円）	次のいずれの要件にも該当する事業場 1. 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の額が50円以内（※2） 2. 中小企業・小規模事業者であること	事業場内最低賃金が1,000円未満 4/5
	2～3人	50万円（90万円）		
	4～6人	70万円（100万円）		
	7人以上	100万円（120万円）		
	10人以上（※1）	120万円（130万円）		
45円以上	1人	45万円（80万円）		
	2～3人	70万円（110万円）		
	4～6人	100万円（140万円）		
	7人以上	150万円（160万円）		
	10人以上（※1）	180万円		
60円以上	1人	60万円（110万円）		事業場内最低賃金が1,000円以上 3/4
	2～3人	90万円（160万円）		
	4～6人	150万円（190万円）		
	7人以上	230万円		
	10人以上（※1）	300万円		
90円以上	1人	90万円（170万円）		
	2～3人	150万円（240万円）		
	4～6人	270万円（290万円）		
	7人以上	450万円		
	10人以上（※1）	600万円		

- ※ （ ） 内の上限額は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象
- ※ 1 10人以上の限度額区分は、次のいずれかに該当する事業場が対象となります。
- 事業場内最低賃金1,000円未満の事業場
 - 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヵ月間のうち任意の1月の利益率（売上高総利益率または売上高営業利益率）が3%ポイント以上低下している事業者
- ※ 2 2025年度の地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施する場合、引き上げ前の事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業場も対象となります。

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）